

国会公契第 11 号
国官技第 64 号
国北予第 7 号
令和 5 年 6 月 1 日

各地方整備局 総務部長 殿
 企画部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿

大臣官房
 会計課長
 技術調査課長
北海道局
 予算課長

施工者と契約した第三者による品質証明の試行の延長について

工事における品質確保体制の強化及び出来高に応じた円滑な支払いを図るため、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（平成 25 年 2 月 28 日付け国地契第 73 号、国官技第 245 号、国北予第 46-2 号）に基づき、施工者と契約した第三者が施工プロセス全体を通じて工事实施状況等を確認する試行に取り組んできたところである。また、「発注関係事務の運用に関する指針」（令和 2 年 1 月 30 日改正）において、発注者は、工事中の施工状況の確認や適切な技術検査・工事成績評定等に当たり、第三者による品質証明制度の活用を努めることとされたところである。

これらを受け、当該試行を継続することとし、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」の一部を下記のとおり改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

記

（施工者と契約した第三者による品質証明の試行についての一部改正）

「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（平成 25 年 2 月 28 日付け国地契第 73 号、国官技第 245 号、国北予第 46-2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののよう改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="236 309 331 340">附 則</p> <p data-bbox="140 353 785 436"><u>2</u> この通知による試行は、当分の間、継続する。</p>	<p data-bbox="906 309 1002 340">附 則</p> <p data-bbox="810 353 1455 526"><u>2</u> この通知は、令和5年3月31日をもって、その効力を失う。ただし、令和5年3月31日までに入札手続を開始した工事については、なお従前の例による。</p>

附 則

この通知は、令和5年6月1日から適用する。